



平成25年8月7日

公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

文部科学省では、公立学校施設における耐震化の取組を推進するため、「公立学校施設の耐震改修状況調査」を平成14年度より毎年実施しています。

また、平成23年度からは、校舎等の耐震改修状況に加えて、非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況についても調査を実施しています。

今般、平成25年度調査の結果を取りまとめましたので、公表いたします。

1. 調査内容

- 1) 調査対象：全国（福島県の一部は除く※）の公立学校施設
（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校）
- 2) 調査項目：①校舎等の耐震改修状況
②非構造部材の耐震点検・耐震対策状況
- 3) 調査時点：平成25年4月1日現在

2. 調査結果の概要

別紙参照。

※福島県檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村内の全学校を除く。

<担当>

【小中学校・高等学校・特別支援学校関係】

大臣官房文教施設企画部施設助成課

課長 奈良 哲（内線 2458）

企画官 富田 大志（内線 3077）

課長補佐 木村 哲治（内線 2461）

調査係長 三上 裕子（内線 2078）※¹指導係長 吉田 瑞穂（内線 2463）※²

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2078（直通）

【幼稚園関係】

初等中等教育局幼児教育課

課長 蝦名 喜之（内線 2370）

課長補佐 林 正敏（内線 2372）

振興係長 春日川真寛（内線 2374）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2374（直通）

※¹ 耐震改修状況調査全体及び①校舎等の耐震改修状況調査を担当

※² ②の非構造部材の耐震点検・耐震対策の状況調査を担当

公立小中学校施設の耐震改修状況調査の結果について

※ 数値は福島県の一部を除く（一部特記事項のあるものを除く）。

I. 校舎等の耐震化

● 耐震化率：88.9%（前年度 84.8%）

○耐震化率が100%を達成している設置者：912設置者（全体の51.2%）
（前年度 750設置者（全体の42.1%））

○一方で、耐震化率がいまだ50%未満の設置者：30設置者（全体の1.7%）
（前年度 65設置者（全体の3.7%））

- ・設置者別の耐震化率の状況及び一覧については、資料4、資料14参照。
- ・耐震化率100%を達成している設置者の状況については資料16参照。
- ・耐震化率50%未満の設置者の一覧については、資料17参照。

○過去3年間で、耐震化率の伸び率が50ポイントを超える設置者：

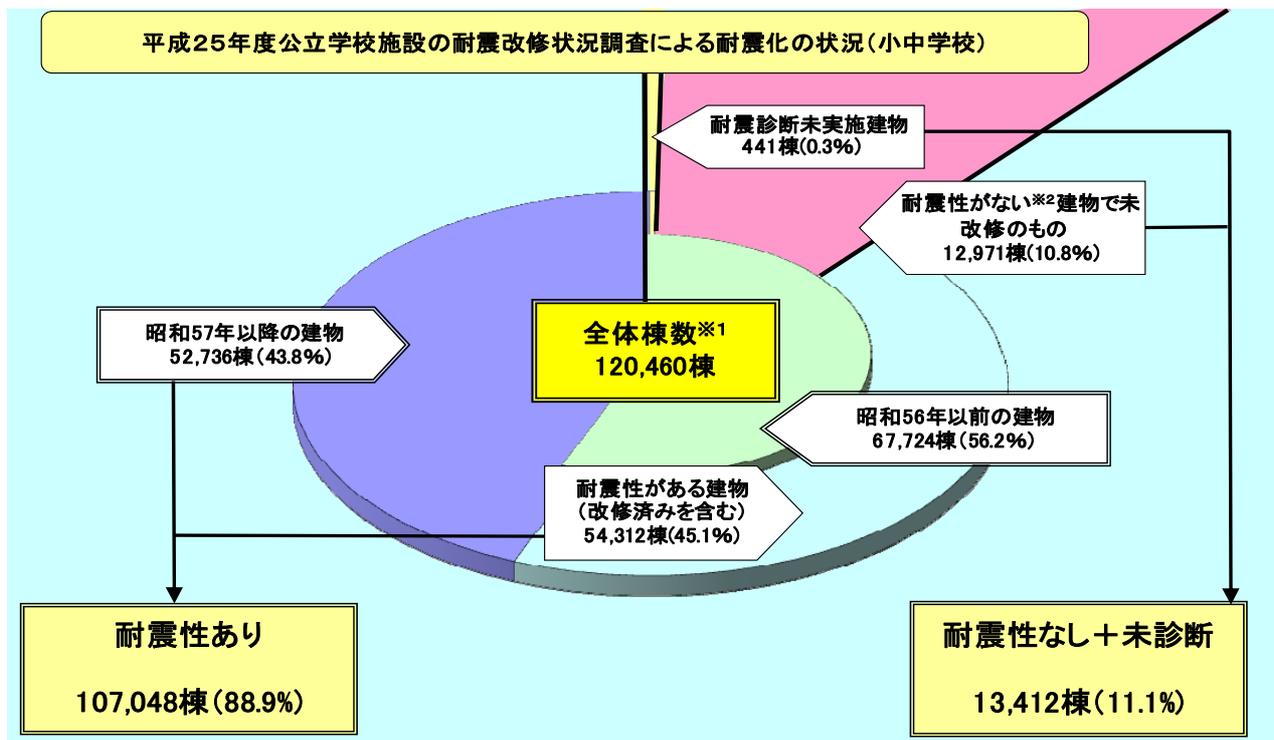
和歌山県有田市、大阪府高石市、東京都東大和市など87設置者

（前年度 149設置者）

- ・過去3年間の耐震化率の伸び率が50%以上の設置者の一覧については、資料19参照。
- ・過去3年間の耐震化率の伸び率が全国平均以下の設置者の一覧については、資料20参照。

● 耐震性がない建物（耐震診断未実施の建物含む）：13,412棟 （前年度 18,508棟）

平成25年4月1日現在



※1:福島県の一部を除く。 ※2:耐震性が確認されていない建物を含む。

・耐震性がない建物の都道府県別内訳は、資料10参照。

●耐震診断実施率※：99.3%（前年度99.0%）

※旧耐震基準建物（昭和56年以前の建物）のうち、第2次診断、第1次診断又は耐震化優先度調査等が実施済みの棟数が占める割合

○耐震化工事に先立って行う

第2次診断等の実施率：96.2%（前年度93.3%）

第2次診断等が未実施の棟数：2,603棟（前年度 4,658棟）

第2次診断等が未実施の建物を保有する設置者：378設置者

（前年度 483設置者）

・378設置者のうち、2次診断等未実施棟数の多い設置者（下位50）の内訳については、資料22参照。

※第2次診断等：耐震診断のうち、耐震性能を詳細に評価し、具体的な耐震補強内容の検討を行うための診断。耐震化工事の設計を行うために必要。

※第2次診断等実施率：第2次診断等実施棟数／昭和56年以前の建物の棟数

◆ 参考 ◆

（1）耐震化率が上位の都道府県は以下のとおり。（耐震化率上位10都道府県）

①静岡県	99.2%	⑥山梨県	97.2%
②愛知県	99.0%	⑦神奈川県	97.1%
③宮城県	98.7%	⑧滋賀県	96.7%
④東京都	98.2%	⑨長野県	95.1%
⑤三重県	97.5%	⑩鹿児島県	94.5%

（2）昨年調査時点から耐震化の進んだ都道府県は以下のとおり。（耐震化率の伸び率が高い都道府県（対前年度6ポイント増以上））

①栃木県	8.5%	⑤高知県	6.7%
②埼玉県	7.2%	⑥熊本県	6.3%
③山形県	7.0%	⑦広島県	6.1%
④茨城県	6.9%	⑧長崎県	6.1%

（3）耐震化率が下位の都道府県は以下のとおり。（耐震化率下位10都道府県）

①広島県	68.6%	⑥岡山県	78.0%
②山口県	74.8%	⑦北海道	79.2%
③愛媛県	75.6%	⑧沖縄県	80.5%
④福島県	76.2%	⑨千葉県	81.7%
⑤茨城県	77.4%	⑩富山県	81.7%

（4）大規模な地震によって倒壊等の危険性が高い（I s値0.3未満）と推計される施設：

2,504棟
（前年度 3,545棟）

※ 本調査は、調査時点の状況を集計したものであることから、平成24年度補正予算等により工事中であるものや、平成25年度予算による耐震化事業等については、今回の調査結果には反映されていない。

● (参考) 調査結果の推移

※各年度4月1日現在。

※平成23年度は岩手県、宮城県、福島県の3県を除いて集計した値。

※平成24年度及び25年度は、福島県の一部を除いて集計した値。

(1) 耐震化の状況

	耐震化率 [※]		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	70.9%	75.1%	79.4%
小中学校	80.3%	84.8%	88.9%
高等学校	77.7%	82.4%	86.2%
特別支援学校	91.0%	92.9%	94.6%

※全建物のうち、耐震性がある棟数（昭和57年以降建築の棟数及び、昭和56年以前建築で耐震性がある棟と耐震補強済みの棟）の割合

(2) 今後、耐震化が必要な建物の状況

	残棟数 [※]		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	1,333棟	1,193棟	975棟
小中学校	22,911棟	18,508棟	13,412棟
高等学校	6,406棟	5,327棟	4,142棟
特別支援学校	478棟	399棟	311棟

※耐震性がない、または耐震診断未実施の棟の合計

(3) 耐震診断実施率の状況

	耐震診断実施率 [※]		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	92.0%	92.8%	94.6%
小中学校	98.8%	99.0%	99.3%
高等学校	97.5%	98.0%	98.3%
特別支援学校	98.7%	99.3%	99.3%

※旧耐震基準建物（昭和56年以前の建物）のうち、第2次診断、第1次診断又は耐震化優先度調査等が実施済みの棟数が占める割合

Ⅱ. 非構造部材の耐震点検・耐震対策

● 非構造部材の耐震点検実施率 : 83.2% (24,991 校/30,021 校)

(屋内運動場等の吊り天井等を除く)

- ※ 人に重大な被害を与える恐れがある箇所について耐震点検を実施しているかを調査したもので、点検主体は学校教職員または学校設置者としている。
- ※ 非構造部材とは、建物の構造体以外の天井材・照明器具・窓ガラス・外装材・内装材・設備機器・家具等。
- ※ 調査対象は学校施設の非構造部材全体から、屋内運動場・武道場・講堂及び屋内プール（以下、「屋内運動場等」という。）の吊り天井・照明器具・バスケットゴールを除いたもの（これらについては別項目で調査）。
- ※ 点検対象は学校単位とし、また、原則として、非構造部材の点検及び対策の進め方や実施体制、点検内容等について解説したガイドブック（「学校施設の耐震化ガイドブック（平成 22 年 3 月文部科学省）」）に沿った点検を実施しているかを調査。
- ※ 昨年度は非構造部材の全てを実施したかを調査していたが、今年度は人に重大な被害を与える恐れがある箇所について実施しているかを調査しているため、単純比較は出来ないが、昨年度は 66.0%。

● 非構造部材の耐震対策実施率 : 60.2% (18,063 校/30,021 校)

(屋内運動場等の吊り天井等を除く)

- ※ 人に重大な被害を与える恐れがある箇所について、耐震対策を実施しているかを調査。
- ※ 昨年度は非構造部材の全てを実施したかを調査していたが、今年度は人に重大な被害を与える恐れがある箇所について実施しているかを調査しているため、単純比較は出来ないが、昨年度は 32.0%。

● 吊り天井を有する屋内運動場等の棟数 : 6, 554 棟

【内訳】

○屋内運動場等の全棟数	:	34, 438 棟 (A)=(B)+(C)
・(A)のうち、吊り天井を有していない棟数	:	27, 884 棟 (B)
・(A)のうち、吊り天井を有する棟数	:	6, 554 棟 (C)

- ※ 今年度から、屋内運動場等における吊り天井の設置状況等を調査。

1. 文部科学省における取組（校舎等の耐震化）

◆これまでの取組

- (1) 平成23年5月に、施設整備基本方針と施設整備基本計画を改正し、地震防災対策特別措置法の国庫補助の嵩上げ措置が平成27年度末まで延長されたことを踏まえ、平成27年度までのできるだけ早い時期に、公立の学校施設の耐震化を完了させるという目標を明確化した。また、第2期教育振興基本計画においても、同趣旨を明記した（平成25年6月14日閣議決定）。
- (2) 昨年度の耐震改修状況調査の結果を踏まえ、平成24年8月には、耐震化の進捗が遅れている137の地方公共団体に対して耐震化の加速に関する大臣書簡を発出するとともに、取組が遅れている市町村に職員が直接訪問して助言を行うなど働きかけを強化した（平成24年度は52市町村を訪問）。
- (3) また、平成24年度予算以降は、必要な予算を計上するとともに、「緊急防災・減災事業」として地方財政措置の拡充が図られ、実質的な地方負担が大きく軽減された（別添）ことを踏まえ、積極的な耐震化の前倒しを要請、支援している。
- (4) なお、平成25年度予算等の事業完了後、公立小中学校施設の耐震化率は約94%となり、耐震性がない建物は、約7,800棟となる見込みである。

◆今後の取組

- (1) 文部科学省としては、今後も引き続き、平成27年度までのできるだけ早い時期に、公立の学校施設の耐震化を完了させるという目標の実現に向け、各地方公共団体に対して更なる取組を促すとともに、必要な予算の確保に努める。
- (2) 特に、耐震化の進捗が遅れている地方公共団体に対しては、今年も個別に通知を発出するとともに、必要に応じ直接訪問して働きかけを行うなど、耐震化の早期完了の要請、支援を行っていく。

2. 文部科学省における取組（非構造部材の耐震対策）

◆これまでの取組

- (1) 非構造部材の耐震対策については、特に、平成13年に発生した芸予地震において大空間建物の天井が落下する被害事例が報告され、国土交通省から技術的助言が示されて以降、文部科学省は、耐震点検・対策の考え方やマニュアル等を示したガイドブック等を作成・配布し、非構造部材の耐震性確保を働きかけてきた。
また、平成23年5月には、施設整備基本方針と施設整備基本計画を改正し、公立学校施設の耐震化に当たっては、建物自体のみならず、天井材や外装材等の非構造部材の耐震化の推進も必要であることを示した。
- (2) 平成24年9月には、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、平成27年度までの速やかな完了を目指すよう、各地方公共団体に要請した。
- (3) また、平成24年度予算以降は、必要な予算を計上するとともに、「緊急防災・減災事業」として地方財政措置の拡充が図られ、実質的な地方負担が大きく軽減された（別添）ことを踏まえ、非構造部材の耐震点検及び耐震対策の積極的な推進を要請・支援している。

◆今後の取組

- (1) 文部科学省としては、構造体の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震点検及び耐震対策についても、速やかに実施するよう引き続き、要請する。
- (2) 非構造部材の中でも致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、平成27年度までの速やかな対策完了を目指しており、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を発出するなど、各地方公共団体に対して天井等の落下防止対策の速やかな実施を促すとともに、引き続き、必要な予算の確保に努める。

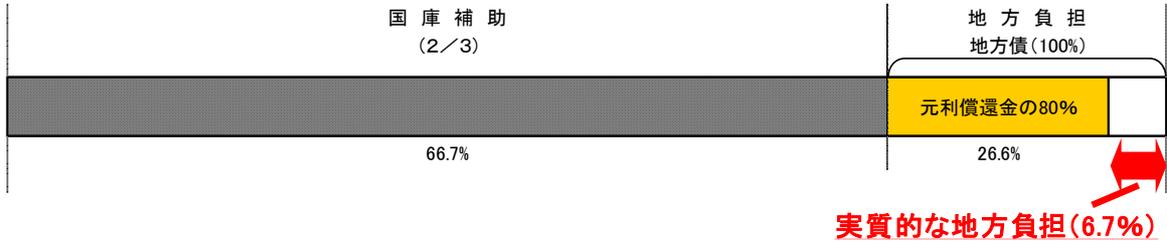
公立学校の耐震化事業に対する地方財政措置(平成25年度)

【小中学校】

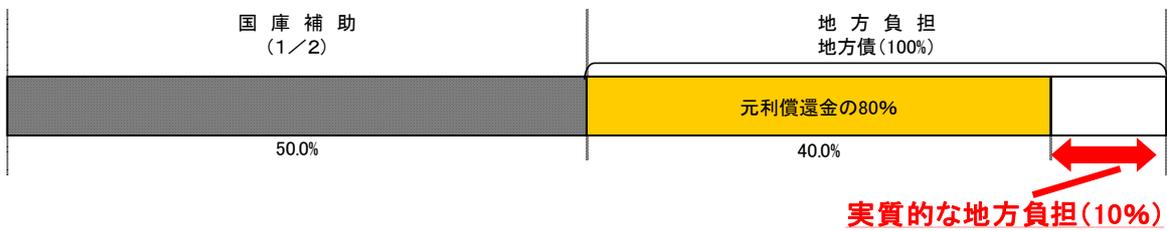
国庫補助
 地方交付税算定の際基準財政需要額に算入
 単 独

◀ 復興特別会計計上事業 ▶ ※全国防災事業債を適用した場合

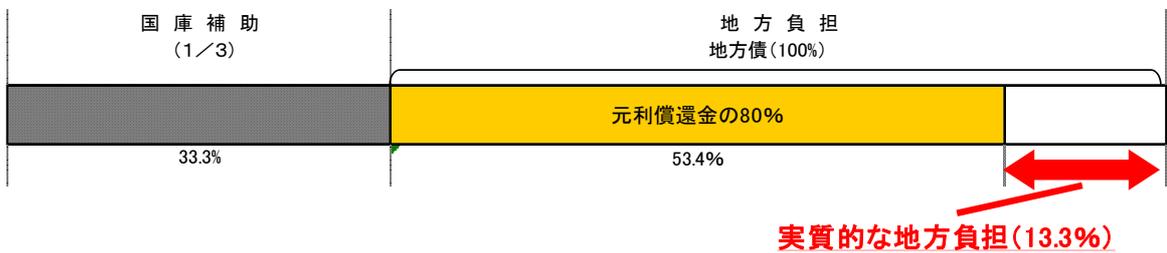
◆地震補強【地震特措法に係るもの(Is値0.3未満のもの)】(交付金算定割合 2/3)



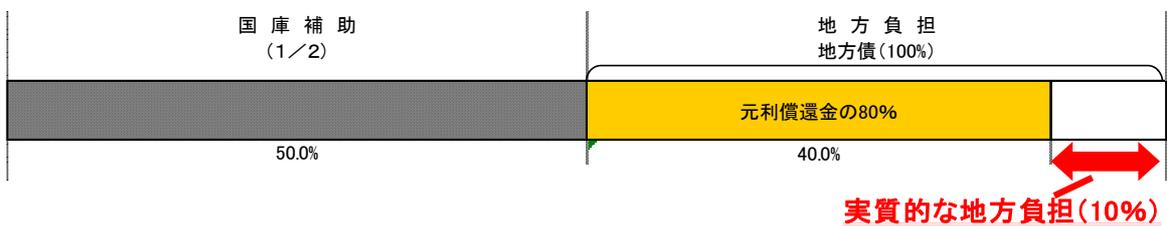
◆地震補強【地震特措法に係るもの(Is値0.3以上のもの)】(交付金算定割合 1/2)



◆非構造部材の耐震化及び大規模改造(補強)(交付金算定割合 1/3)

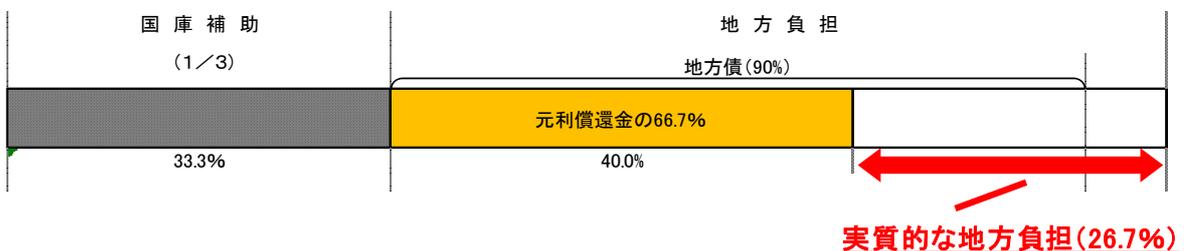


◆地震改築【地震特措法に係るもの(Is値0.3未満のもの)】(交付金算定割合 1/2)



◀ 一般会計計上事業 ▶ ※学校教育施設等整備事業債を活用した場合

◆改築【地震特措法等による補助率の嵩上げ対象外事業】(交付金算定割合 1/3)

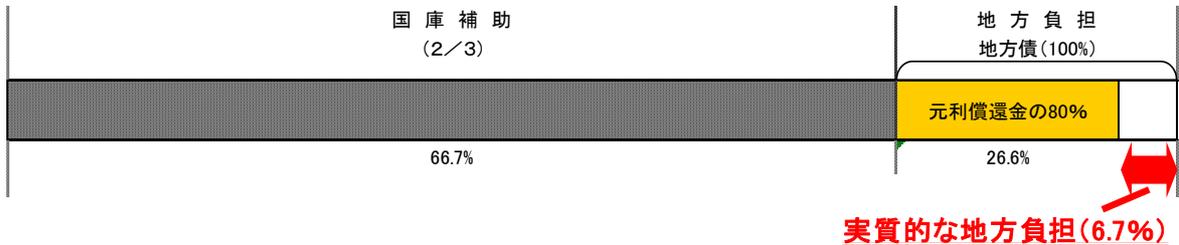


【幼稚園及び特別支援学校】

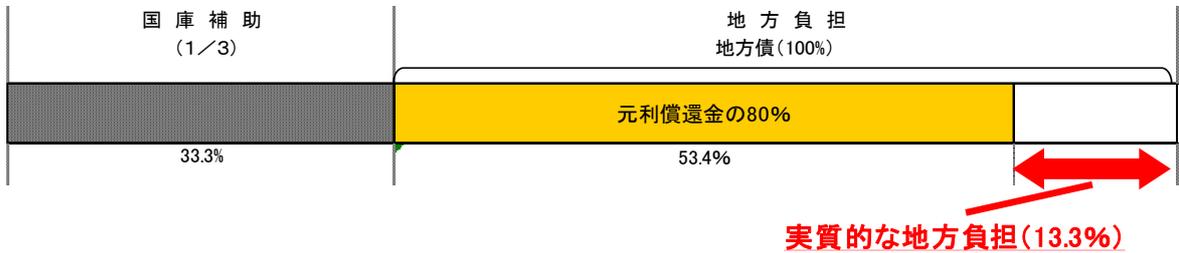
国庫補助
 地方交付税算定の際基準財政需要額に算入
 単 独

◀復興特別会計計上事業▶ ※全国防災事業債を適用した場合

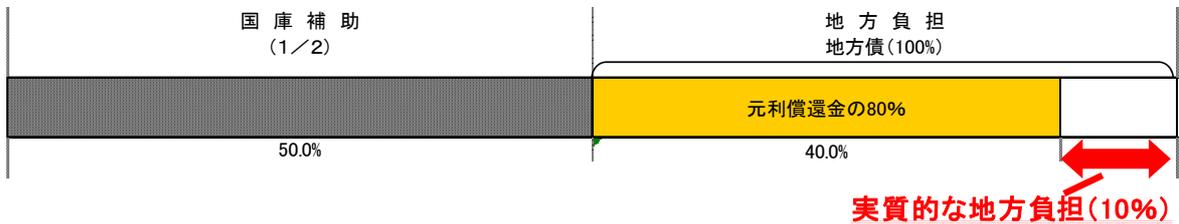
◆地震補強【地震特措法に係るもの(Is値0.3未満のもの)】(交付金算定割合 2/3)



◆大規模改造(補強)※Is値0.3以上 (交付金算定割合 1/3)

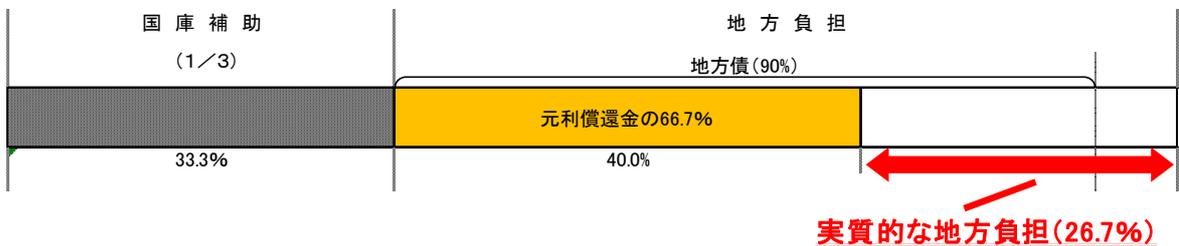


◆地震改築【地震特措法に係るもの(Is値0.3未満のもの)】(交付金算定割合 1/2)



◀一般会計計上事業▶ ※学校教育施設等整備事業債を活用した場合

◆改築【地震特措法等による補助率の嵩上げ対象外事業】(交付金算定割合 1/3)

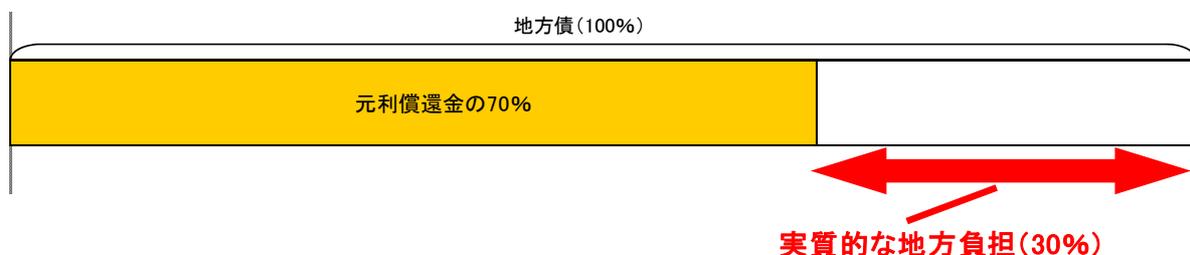


【高等学校】

 地方交付税算定の際、基準財政需要額に算入  単 独

◆緊急防災・減災事業債を活用した場合

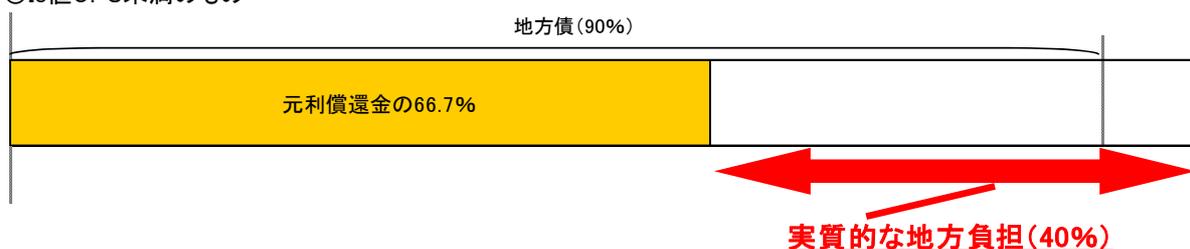
要件等：
地域防災計画上の避難所とされている高等学校における耐震化事業



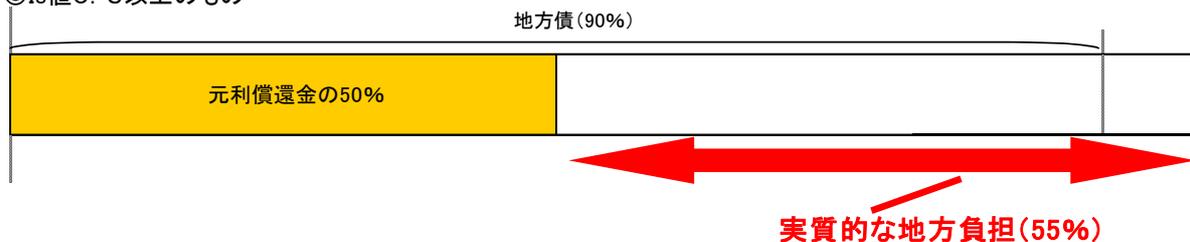
◆防災対策事業債を活用した場合

要件等：
地域防災計画上の避難所として指定されている高等学校における補強事業
※Is値0.3未満の事業は地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に位置づけることが必要

◎Is値0.3未満のもの

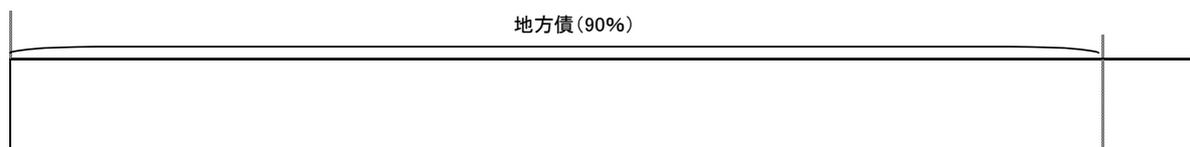


◎Is値0.3以上のもの



◆上記以外の場合

◎緊急防災・減災事業債を活用しない改築事業【一般事業債(臨時高等学校改築事業)】



※元利償還金に対する地方交付税措置なし

◎緊急防災・減災事業債及び防災事業債を活用しない補強事業【学校教育施設等整備事業債】



※元利償還金に対する地方交付税措置なし